

# 義務化の方向性と補助の概要

---

1. 義務化の方向性
  - (1) 法定無線設備
  - (2) 非常用位置等発信装置(EPIRB等)
2. 補助の概要・流れ

# 1. 義務化の方向性

## (1) 法定無線設備

## 対象船舶

➤ 以下のいずれかに該当する船舶

① 法定無線設備として携帯電話を積み付けている、限定沿海を航行する旅客船

② 法定無線設備の積み付け義務のない旅客を搭載して事業に使用される船舶 〔「海上運送法」又は「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受ける事業者が使用する船舶（例：海上タクシー、遊漁船等）〕

旅客数 航行区域	①旅客船（旅客定員13人以上）			②旅客船以外の事業船（旅客定員12人以下）		
	5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
湖川港内 (琵琶湖を除く)	-			-		
平水（上記を除く）	業務用無線、衛星電話又は携帯電話*			業務用無線、衛星電話又は携帯電話*		
2時間限定沿海	【許可船】業務用無線、衛星電話又は携帯電話			業務用無線又は衛星電話		
	【許可船以外】業務用無線、衛星電話又は携帯電話					
沿岸5マイル	業務用無線又は衛星電話			業務用無線又は衛星電話		
全沿海	業務用無線又は衛星電話			業務用無線又は衛星電話	業務用無線又は衛星電話	

※航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る。P3参照。

  : 対象船舶（R4.10.28公布の告示で措置済み）

  : 対象船舶

## 適用日

①旅客船

・許可船: **令和4年11月1日(措置済)**

・許可船以外: **令和6年4月1日**\*1

②旅客船以外の事業船\*2: **令和7年4月1日**\*1

・パブリックコメント等を受けて**遊漁船**\*3については検討中

※1 経過措置については、**P4**参照

※2 「海上運送法」の適用を受ける事業者が使用する船舶

※3 「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用にのみ供す船舶(小型兼用船を含む)

## 適用関係

①旅客船:

法定無線設備から携帯電話を除外

②旅客船以外の事業船:

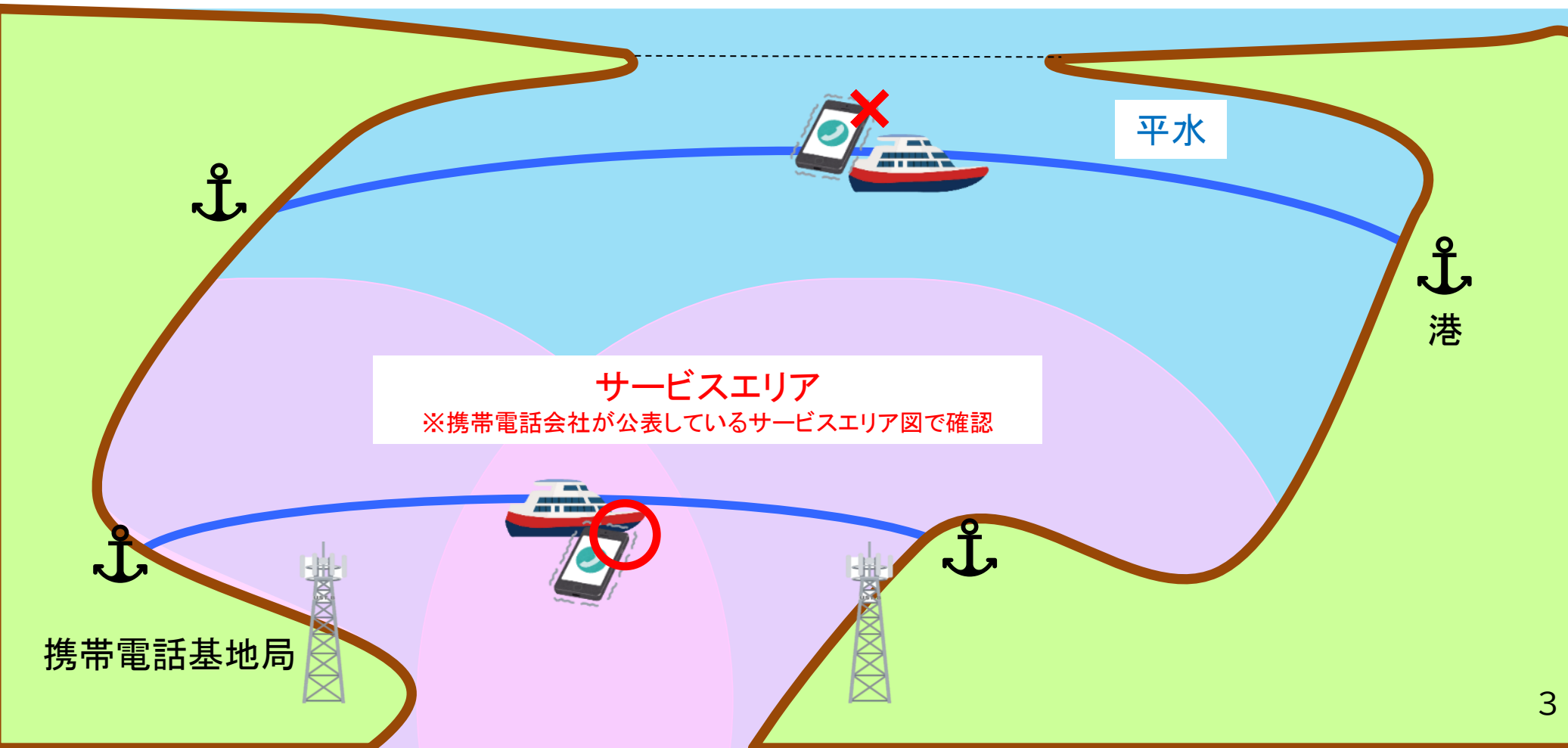
無線設備の積付けを義務化

※ 法定無線設備に加えて、携帯電話を船内へ持ち込み、使用することは可能。

## 対象設備

○ **P5**参照

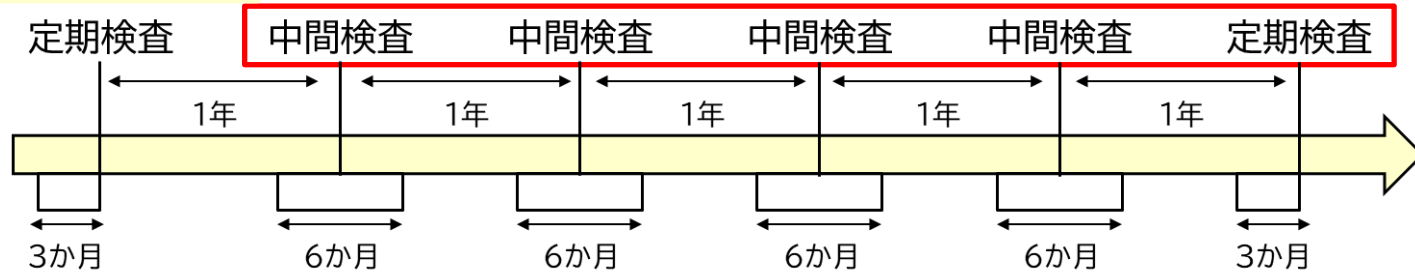
平水区域を航行する船舶については、  
航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限り、携帯電話を法定設備にできる



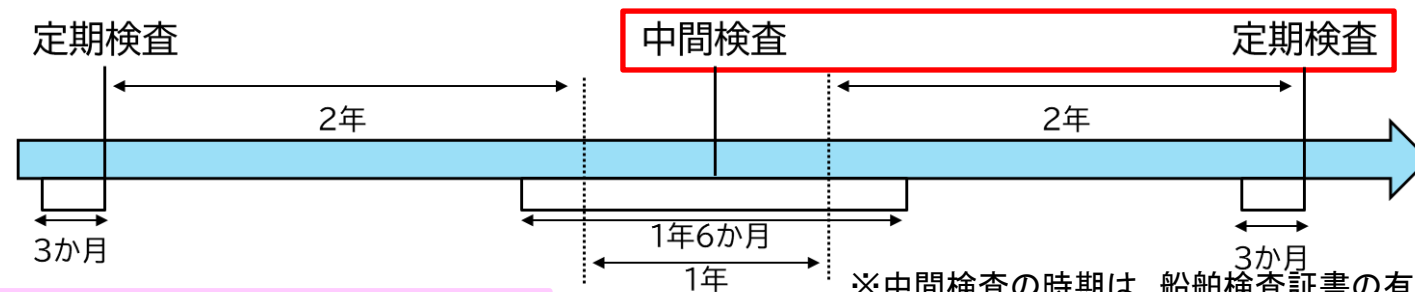
現存船については、  
適用日以降の最初の定期的検査までに携帯電話以外の法定無線設備を積付け

最初に迎える中間検査 or 定期検査の期限まで

□ ①旅客船(5トン以上)

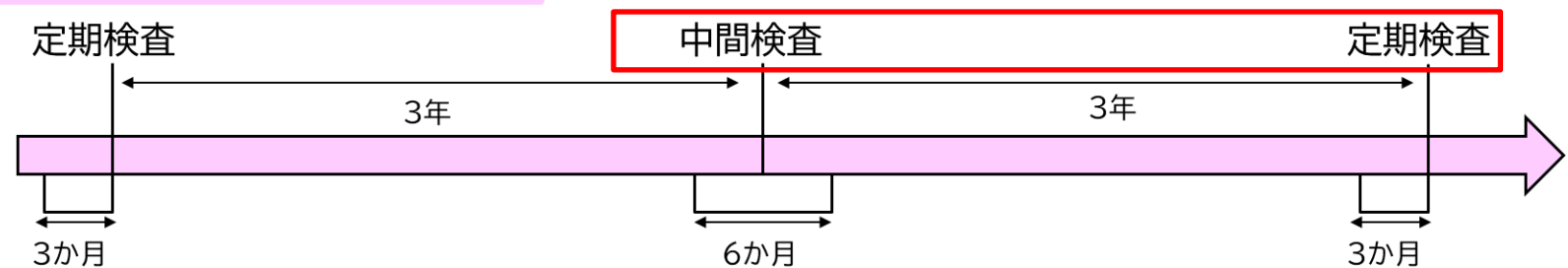


□ ①旅客船(5トン未満)及び②旅客船以外の事業船(20トン以上)



※中間検査の時期は、船舶検査証書の有効期間の起算日から21月を経過する日から39月を経過する日までの間

□ ②旅客船以外の事業船(20トン未満)



## VHF無線電話



出典：古野電気株式会社HP

## MF無線電話



出典：古野電気株式会社HP

## N-STAR電話



出典：株式会社NTTドコモHP

## インマルサット衛星電話



出典：古野電気株式会社HP

## 衛星携帯電話



出典：KDDI株式会社HP

## 携帯電話



◆ 携帯電話を法定の無線設備から除外（携帯電話のサービスエリア内の平水を除く。）

※ただし、携帯電話を法定の無線設備の用途以外で活用することを妨げるものではない。

# 1. 義務化の方向性

## (2) 非常用位置等発信装置(EPIRB等)

## 対象船舶

➤ 限定沿海以遠を航行する以下のいずれかに該当する船舶

①旅客船

②旅客を搭載して事業に使用される船舶

〔「海上運送法」又は「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受ける事業者が使用する船舶（例：海上タクシー、遊漁船等）〕

航行区域 \ 旅客数	①旅客船（旅客定員13人以上）			②旅客船以外の事業船（旅客定員12人以下）		
	5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
平水			-			-
限定沿海 (2時間限定沿海及び沿岸5マイル、瀬戸内)	※1			※1		
沿海	GMDSSにより措置済				GMDSSにより措置済	

※1 500トン以上の船舶については、既にAISの積付けが義務

※2 対象船舶

## 適用日

①旅客船：**令和6年4月1日**

②旅客船以外の事業船※1：**令和7年4月1日**

・パブリックコメント等を受けて**遊漁船※2**については検討中

・経過措置については、**P8・9参照**

※1「海上運送法」の適用を受ける事業者が使用する船舶

※2「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用にのみに供す船舶(小型兼用船を含む)

## 対象設備

○ EPIRB (AIS-SART機能を有し、位置情報精度が向上した新型であって位置情報を自動で発信できるもの(自動浮揚型)に限る)

又は

○ AIS(簡易型(Class-B)を含む)



現存船でEPIRB及びレーダートランスポンダ又はAIS(簡易型を含む)を積付けている場合、引き続き当該設備の搭載を認める。

※ 電波法に基づき、当該設備に関する船舶局の免許状が交付されている場合に限る。

※当該設備を積み替える場合は、AIS又は新型EPIRBとする必要あり。

## Case.1

ルール改正

旧型EPIRB レーダートランスポンダ



## Case.2



引き続き使用可能

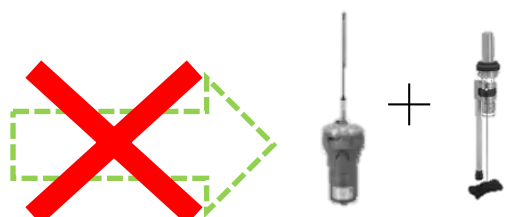
積み替え



新型EPIRB



AIS

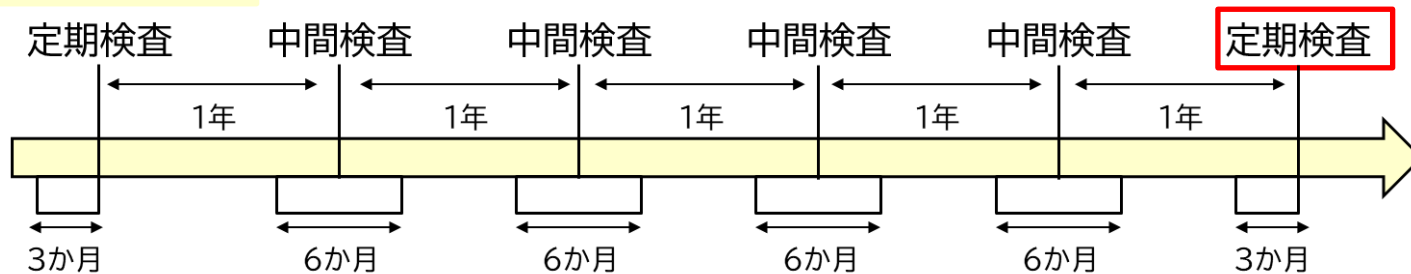


旧型EPIRB 8

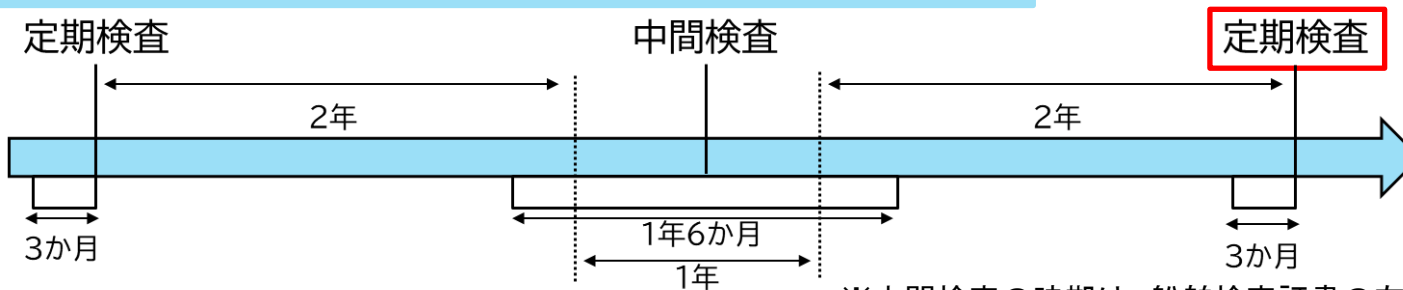
現存船については、適用日以降の最初の定期検査までに積付け

最初に迎える定期検査の期限まで

①旅客船(5トン以上)

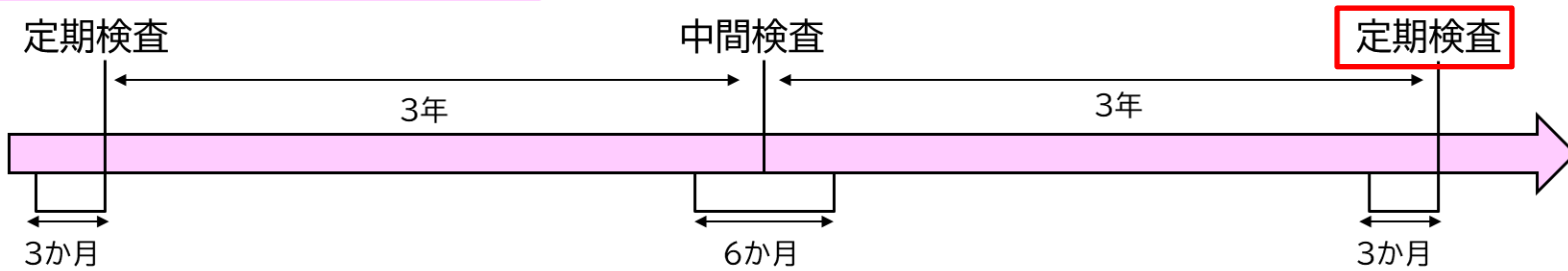


①旅客船(5トン未満)及び②旅客船以外の事業船(20トン以上)



※中間検査の時期は、船舶検査証書の有効期間の起算日から21月を経過する日から39月を経過する日まで

②旅客船以外の事業船(20トン未満)



## 背景

- EPIRBの性能要件については、IMO決議A.810(19)において規定されており、我が国においても、省令によりその要件を担保しているところ。
- 近年の衛星技術の向上等に伴い、GMDSSの近代化に向けて、IMOにおいて、性能要件の見直しが検討され、2019年6月に開催されたMSC101において、新たな要件(以下、「新要件」という。)を追加することが採択された。

## 追加される要件

- GNSSによる位置情報の送信機能
- GNSS受信機の装備
- AISの位置表示信号の発信機能 等



## 要件改正による影響

- ◆ 国際条約において、2024年1月1日以降、船舶に搭載される機器については、新要件に適合することが求められている。(条約の対象は外航船)
- ◆ 製造メーカー等の供給体制が確立され次第、順次、新要件適合品が市場に出回る予定。
- ◆ 今般の性能要件の改正に伴い、旧要件の製品と比べ、緊急通報の際に位置情報の精度が向上、通報手段の冗長化(衛星通信とVHF帯の通信)が期待される。

## 2. 補助の概要・流れ

## 補助概要

### 課題・目的

- ▶ 知床遊覧船の事故においては、小型船舶等の安全設備に関し、以下が課題となった。
  - 水温が低い海域を航行する船舶の救命設備について、水中での救助待機を前提とする救命浮器と救命胴衣のみとすることの妥当性
  - 携帯電話が繋がらない可能性がある地域であっても、海難発生時に確実に救助要請を実施できる設備の搭載
- ▶ これを受け、知床遊覧船事故対策検討委員会において、以下の安全設備について早期搭載の促進が必要とされた。
  - 水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せずに乗り移りが可能な改良型救命いかだ等
  - 陸上との間で常時通信できる業務用無線設備(携帯電話を除く)
  - 海難発生時に救難信号及び自船位置情報を発信する非常用位置等発信装置



## 事業概要

○次に掲げる安全設備を導入する事業者に対する補助。

### 1. 改良型救命いかだ等の導入

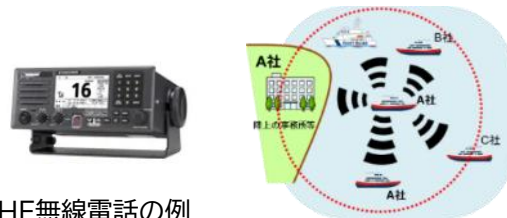
- ✓ 乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ等(改良型救命いかだ等)の導入



スライダー付救命いかだ(写真は大型船用)

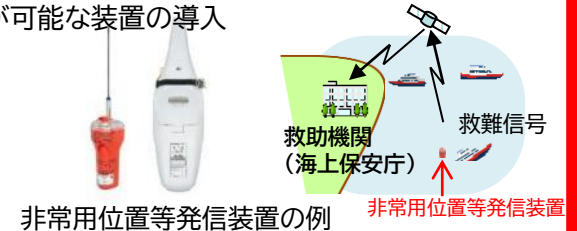
### 2. 業務用無線設備の導入

- ✓ 周囲の複数の船舶等との連絡が可能な業務用無線設備の導入



### 3. 非常用位置等発信装置の導入

- ✓ 浸水時に衛星を通じて救助機関に救難信号を送るとともに、自船の位置を自動的に連絡することが可能な装置の導入



## 補助対象

### ◆ 以下の船舶のうち、下表の○印に該当するもの(遊漁船は対象外)

- ①旅客定員13名以上の船舶(船舶安全法上の「旅客船」)
- ②旅客定員12名以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶(例:海上タクシー等)

### 補助対象(業務用無線設備)

○:補助対象      -:補助対象外

旅客数 航行区域	①旅客船(旅客定員13人以上)			②旅客船以外の事業船(旅客定員12人以下)		
	5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
湖川港内 (琵琶湖を除く)			-			-
平水 (上記を除く)			-			○
2時間限定沿海	【許可船】○(5月31日までの発注に限る)			○		
	【許可船以外】○					
沿岸5マイル		-			○	
沿海(上記を除く)			-		○	-

### 補助対象(非常用位置等発信装置)

旅客数 航行区域	①旅客船(旅客定員13人以上)			②旅客船以外の事業船(旅客定員12人以下)		
	5トン	12m	20トン	5トン	12m	20トン
平水			-			-
限定沿海 (2時間限定沿海及び 沿岸5マイル、 瀬戸内)			○			○
沿海(上記を除く)			-		○	-

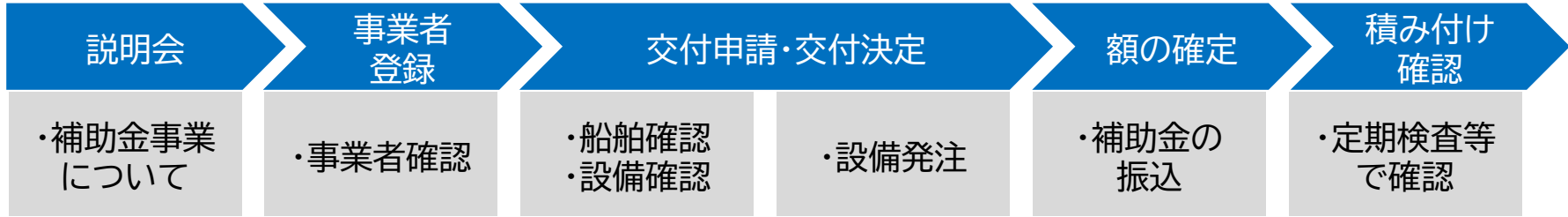
★ 500トン以上の船舶は補助対象外

## 対象率・上限額

- ◆ **2022年11月8日以降**に購入した以下の設備について、購入費に補助率を乗じた額（**上限有**）を補助。

設備		補助率	1隻あたりの上限額
業務用無線設備	小型船 (20トン未満)	2/3	8万円
	大型船 (20トン以上)	1/2	6万円
非常用位置等発信装置	小型船 (20トン未満)	2/3	38万円
	大型船 (20トン以上)	1/2	28.5万円

## 補助交付手続き



## ポイント

- ◆ **公募開始の前に購入した設備も補助対象。**（ただし、2022年11月8日以後の購入に限る）
- ◆ **交付決定を待たずに発注・購入可能。**
- ◆ 補助を受けて購入した設備が積み付けられているか、定期検査等のタイミングで確認。**転売は不可。**
- ◆ **特設ウェブサイト**に登録を行い、マイページを作成した上で、各種手続きが可能。

## 今後の予定

2023年度												2024年度
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
交付申請受付												
★いかだ以外公募開始				★いかだ公募開始				補助金交付				